

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般乗用	令和8年6月3日	南砺交通株式会社（法人 番号6230001016826）代 表者余西孝	富山県南砺市福野 字貝川島772番地1 2	本社営業所	富山県南砺市福野 字貝川島772番地 12	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年5月19日、事業の譲受を端緒として 監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 「運転者に対する指導監督告示」による運転 者に対する指導監督義務違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
一般乗用	令和8年6月22日	諏訪交通株式会社（法人 番号6100001018406）代 表者山谷恭博	長野県諏訪市大字 四賀字百畝下通り1 03番地6	本社営業所	長野県諏訪市大字 四賀字百畝下90 ー1	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年4月15日、労働局からの通報を端緒 として監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)「運転者に対する指導監督告示」による 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自 動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。